

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度真鶴町一般会計補正予算（第3号）
（別紙）

令和6年10月10日

真鶴町長 小林 伸 行

（理由）

衆議院議員選挙が、10月15日公示、10月27日投票により執り行われることとなり、これに要する経費を予算措置するのに急施を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分するものです。